

別表四の二付表 「個別所得の金額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、各連結法人の損益計算書の当期(純)利益の額又は当期(純)損失の額を基として、いわゆる申告調整により税務計算上の各連結法人の個別所得金額若しくは個別欠損金額又は個別留保所得金額を計算するために使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載するとともに、かつこの中に個別所得金額若しくは個別欠損金額又は個別留保所得金額の計算を行う連結法人の法人名を記載します。	
「当期利益又は当期欠損の額1」の「総額①」	各連結法人の損益計算書の当期(純)利益の額又は当期(純)損失の額を記載します。この場合、当期(純)利益の額又は当期(純)損失の額のうちに前期から繰り越された利益又は損失の額を含むときは、前期から繰り越された利益又は損失の額を控除した金額を記載します。	
「当期利益又は当期欠損の額1」の「留保②」及び「社外流出③」	(1) 「留保②」の欄には、「総額①」に記載した金額から「社外流出③」に記載した金額の合計額(「配当」に記載した金額のうち「留保②」の外書に対応する金額は含みません。)を控除した金額を記載します。 (注) 「社外流出③」に記載した金額の方が多いときは、その超える金額を「留保②」に△印を付して記載します。 (2) 「社外流出③」の「配当」の欄には、利益又は剰余金の処分により配当(商法第293条ノ5第1項に規定する金銭の分配(いわゆる中間配当)を含みます。以下同じ。)として社外に支出する金額を記載します。 ただし、その配当の計算の基礎となった期間の末日に連結完全支配関係がある法人に対し配当をする場合の「留保②」及び「社外流出③」の各欄の記載は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次によります。 イ その配当の計算の基礎となった期間の末日の属する連結事業年度又は連結中間事業年度……「留保②」の欄は、その配当の額を含めて記載し、「社外流出③」の「配当」には記載しません。 (注) 「留保②」に含めた配当の額は、別表五の二(一)付表一の「Ⅰ 連結個別利益積立金額の計算に関する明細書」の「区分」の空欄に「配当金(連結法人分)」と記載するとともに、その金額を「当期利益金処分等による増減(減は赤)④」に記載します。 ロ その配当をすることが確定した日の属する連結事業年度又は連結中間事業年度……「社外流出③」の「配当」の欄に、その配当の額を含めて記載するとともに、「留保②」の外書にその配当の額を記載します。 この場合において、「仮計(1)+(6)-(12)13」の「留保②」の記載に当たっては、その外書の金額を「当期利益又は当期欠損の額1」に含めて記載します。 (注) 「留保②」の外書に記載した配当の額は、別表五の二(一)付表一の「Ⅰ 連結個別利益積立金額の計算に関する明細書」の「区分」の空欄に「配当金(連	利益処分による賞与のうち受給者ごとに債務の確定していない金額があるときは、その額は「留保②」に含めることとなりますので、「社外流出③」の「賞与」の金額に含めないで記載します。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	結法人分)」と記載した欄の「減②」に記載します。 (3) 「社外流出③」の「賞与」又は「その他」の欄には、利益又は剰余金の処分により賞与その他社外に支出する金額を記載します。	
「加算」の「3」以下の空欄	(1) 連結法人が費用又は損失として経理した金額で当期の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されないもの及び当期の連結所得の金額の計算上益金の額に算入すべき金額で連結法人が収益として経理しなかったもの等について、その事項及び金額を記載します。この場合、留保されている金額は「留保②」に、社外に支出されている金額は「社外流出③」に、それぞれ記載します。 (2) 措置法第68条の90《連結法人に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入》又は措置法第68条の93の2第1項《連結法人に係る特定外国信託の留保金額の益金算入》の規定による益金算入額（別表十七(二)「40」）は、措置法令第39条の120第3項等の規定により連結利益積立金額を構成しませんので、「加算」の空欄に「特定外国子会社等に係る課税対象留保金額」等と記載の上、その額を「総額①」及び「社外流出③」（※印を付けます。）に記載します。	(1) 税効果会計を採用している場合において、損益計算書上、税引前当期純利益から減算した「法人税等調整額」があるときは、「加算」の空欄に「法人税等調整額損金不算入」等と記載の上、当該金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。 (2) 「社外流出③」に※印の金額の記載がある場合の「小計6」の「社外流出③」の記載については、この「社外流出③」の上位に※印を付して外書きします。
「分割前事業年度等の欠損金の損金算入額8」	法第81条の9第3項《連結欠損金の繰越し》の規定により当期の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入される金額を記載します。	
「減算」の「9」以下の空欄	(1) 確定した決算において費用に含まれていないもので当期の損金の額に算入すべきもの又は収益に計上されているもので当期の益金の額に算入しないもの等について、その事項及び金額を記載します。この場合、法人計算外で経費とするもの（経費の認定損）のように税務計算上留保した金額を減少させるものは、「留保②」に記載します。 (2) 措置法第68条の73の規定による収用換地等の場合の連結所得の特別控除額又は措置法第68条の74から第68条の76までの規定による特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除額（別表十の二「37」）は、措置法第68条の73第9項等の規定により連結利益積立金額を構成しますので、「減算」の空欄に「収用等による特別控除額の個別帰属損金額」等と記載の上、その額を「総額①」及び「社外流出③」（※印を付けます。）に記載します。 (3) 利益処分の方法により経理した準備金の金額で損金の額に算入するものは、「減算」の空欄に「利益処分等による準備金積立額認容」等と記載の上、その積立額の全額（税効果会計を採用している場合には、当該積立額の全額とこれに対応する税効果相当額との合計額）を「総額①」及び「留保②」に記載します。この場合、積立限度超過額があるときは、「加算」の空欄に「〇〇準備金積立超過額」等と記載の上、その積立限度超過額を「総額①」及び「留保②」に記載します。 なお、準備金に積立限度超過額がある場合には、このような加算及び減算をしないで、その積立額のうち積立限度相当額を「減算」欄に記載しても差し支えありません。	(1) 前期以前の連結留保金額に利益処分による賞与のうち受給者ごとに債務の確定していない金額が含まれていた場合で、当期にその受給者ごとに債務が確定したときは、「減算」の空欄に「前期に留保とされた役員賞与」等と記載の上、その全額を「総額①」及び「留保②」に記載するとともに、「加算」の空欄に「役員賞与」と記載の上、同額を「総額①」及び「社外流出③」に記載します。 (2) 税効果会計を採用している場合において、損益計算書上、税引前当期純利益に加算した「法人税等調整額」があるときは、「減算」の空欄に「法人税等調整額益金不算入」等と記載の上、当該金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。
「損金の額に算入した法人税（附帯税を除く。）14」	次の区分に応じそれぞれ次の金額を記載します。 (1) 当期の連結法人税について費用又は損失の額として経理した場合……その経理した金額 (2) 連結法人税又は法人税について当期に納付した場合	(1) その記載した金額のうち別表五の二(二)付表一の「仮払経理による納付④」の本書の金額がある

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	……別表五の二(二)付表一の「計9」の「仮払経理による納付④」及び「損金経理による納付⑤」の金額の合計額(1)の金額を除きます。 なお、(1)及び(2)のいずれの金額をも有する場合には、それらの金額の合計額を記載します。	場合には、この明細書の「減算」の空欄に「仮払税金」等と記載の上、その合計額を「総額①」及び「留保②」に併せて記載します。 (注) この仮払税金をその後の連結事業年度において消却した場合には、その消却をした連結事業年度において、次の区分に応じ、次のように処理します。 イ 損金経理により消却した場合 その税金が損金不算入のものであると否とを問わず、この明細書の「加算」の空欄に「仮払税金消却」等と記載の上、その合計額を「総額①」と「留保②」に記載します。 ロ 納税充当金で消却した場合 この明細書には記載しないで、別表五の二(一)付表一において、前期から繰り越された「仮払税金」の「減②」にその消却した金額を△印を付して記載するとともに、「納税充当金20」の「減②」に同額を記載します。 (2) 別表五の二(二)付表一の「損金経理による納付⑤」に外書の金額(過誤納)がある場合には、この明細書の「加算」の空欄に「未収過誤納金」等と記載の上、その金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。
「損金の額に算入した連結法人税個別帰属額15」	連結法人が費用又は損失の額として経理した連結法人税個別帰属額について、その金額を記載します。	
「損金の額に算入した附帯税(利子税を除く。)の負担額16」	連結法人が費用又は損失の額として経理した連結法人税に係る附帯税(利子税を除きます。)の負担額を記載します。	
「損金の額に算入した道府県民税(利子割額を除く。)及び市町村民税17」	別表五の二(二)付表一の「10」、「11」、「中間13」及び「計20」の「仮払経理による納付④」及び「損金経理による納付⑤」の金額の合計額を記載します。	
「損金の額に算入した道府県民税利子割額18」	別表五の二(二)付表一の「利子割12」の「仮払経理による納付④」及び「損金経理による納付⑤」の金額の合計額を記載します。	
「損金の額に算入した納税充当金19」	別表五の二(二)付表一の「損金の額に算入した納税充当金36」の金額を記載します。	
「損金の額に算入した附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税20」	別表五の二(二)付表一の「加算税及び加算金29」から「過怠税32」までの「当期中の納付税額③～⑤」の各欄の金額の合計額を記載します。	
「益金の額に算入した連結法人税個別帰属額22」	連結法人が収益の額として経理した連結法人税個別帰属額について、その金額を記載します。	
「益金の額に算入した附帯税(利子税を除く。)の受取額23」	連結法人が収益の額として経理した連結法人税に係る附帯税(利子税を除きます。)の減少額として受け取る金額を記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「納税充当金から支出した事業税等の金額24」	別表五の二(二)付表一の「事業税40」から「43」までの金額の合計額を記載します。	別表五の二(二)付表一の「損金不算入のもの42」に金額の記載がある場合には、その税目等をこの明細書の「加算」に記載の上、その金額を「総額①」及び「社外流出③」に記載します。
「法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額25」	連結法人税、法人税、道府県民税及び市町村民税の中間納付額並びにこれらの税の過誤納に係る還付金額について、連結法人がそれを当期利益の額に含めている場合にその金額を記載します。 なお、道府県民税利子割額の還付金額も含めて記載します。	利子税相当額の還付金については、その納付した時に損金の額に算入されていますので、この欄で減算することはできません。
「所得税額等及び連結欠損金の繰戻しによる還付金額等26」	次に掲げる還付金額で当期にその還付を受けることが確定したものについて、その額を当期利益の額に含めているとしないとにかかわらず記載します。この場合に、これらの確定した還付金額を当期利益の額に含めていないときは、「加算」の空欄に「未収の所得税額の還付金」等として「総額①」及び「留保②」に記載し、その後の連結事業年度でこれらの還付金を当期利益の額に含めた場合には、その金額を「減算」の空欄に「未収の所得税額の還付金」等と記載の上、還付金の額を「総額①」及び「留保②」に記載します。 (1) 所得税額の還付金額、控除対象外国法人税額の還付金額 (2) 連結欠損金の繰戻しによる還付金額 (3) 国税通則法の規定による附帯税(利子税を除きます。)の還付金額 (4) 地方税法の規定による各種加算金及び延滞金(同法第65条、第72条の45の2又は第327条の規定による納期限の延長を受けた期間に係るものを除きます。)の還付金額 (5) (1)から(4)まで及び「法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額25」に記載されるもの以外の租税で損金の額に算入されないものの還付金額	前期分の申告において所得税額の還付が生じたため、その還付を受けていた場合において、その後前期分の連結法人税につき更正処分があり、その還付を受けた所得税額の全部又は一部に相当する金額の追徴があったときは、その追徴された金額に相当する還付所得税額は、この欄には記載しないでください。 この場合、その還付を受けた所得税額が当期利益の額に含まれているときは、その追徴された所得税額に相当する金額は、「減算」の空欄に「追徴された所得税額」等として「総額①」及び「留保②」の欄にそれぞれ記載します。
「非適格合併又は非適格分割型分割による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額43」	(1) 連結親法人事業年度開始の日の合併(適格合併を除きます。)により合併法人に資産及び負債の移転をした場合に、資産及び負債の当該移転による譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額を被合併法人の合併の日の前日の属する連結事業年度分のこの明細書に記載します。 (2) 連結親法人事業年度開始の日の分割型分割(適格分割型分割を除きます。)により分割承継法人に資産及び負債の移転をした場合に、資産及び負債の当該移転による譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額を分割法人の分割型分割の日の前日の属する連結事業年度分のこの明細書に記載します。	譲渡損失額を記載する場合は、その金額を△印を付して記載します。
「個別所得金額又は個別欠損金額46」		「総額①」の金額は、「留保②」の金額に「社外流出③」の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減算した額と符合することになります。